

平成26年度北九州市決算

平成27年8月

北九州市

目 次

平成26年度決算の概要	1
1 一般会計	2
(1)概要	2
①決算規模	
②実質収支	
(2)歳入の主な特徴	3
①市税収入	
②地方交付税等	
③市債発行額	
(3)歳出(性質別)の主な特徴	5
①義務的経費	
②扶助費及び福祉・医療関係繰出金	
③投資的経費	
(4)財源調整用基金残高	7
(5)市債残高	7
2 特別会計	8
3 企業会計	8
(1)上水道会計	8
(2)工業用水道会計	8
(3)交通事業会計	8
(4)病院事業会計	8
(5)下水道事業会計	9
4 平成26年度における収支改善の取組み	9
5 健全化判断比率等	10
(1)実質赤字比率	10
(2)連結実質赤字比率	10
(3)実質公債費比率	10
(4)将来負担比率	11
(5)資金不足比率	11

平成26年度決算の概要

○ 歳入…市税は2年連続の増収、地方消費税交付金は大幅な増収 等

法人市民税の増収等により、市税収入が前年度から10億円増加し2年連続の増収となった。なお、市税収入率は前年度に引き続き向上した。

また、消費税率引き上げ(8%への引き上げ)等により、地方消費税交付金が対前年度20億円と大幅な増収となった。

さらに、土地売払収入の増などにより、財産収入が対前年度19億円と大幅な増収となった。

○ 歳出…義務的経費、投資的経費は2年ぶりの増

義務的経費は、国に準じた給与減額支給措置の終了等による人件費の増や臨時福祉給付金事業の実施等による扶助費の増などにより、2年ぶりに増加した。

また、投資的経費についても、消防通信指令システムの充実・強化や、折尾地区総合整備事業の事業進捗等により、2年ぶりの増加となった。

○ 財源調整用基金の取崩がゼロとなり、2年連続で収支が均衡

歳入面では、法人市民税等の市税収入や地方消費税交付金等の県税交付金の決算額が当初予算を18億円上回るほか、歳出面での不用などにより、2年連続で収支が均衡することとなった。

これに伴い、平成26年度末における基金残高は前年度末の265億円から22億円増加し、287億円となった。

○ 市債残高 … 臨時財政対策債を除く市債残高は減少

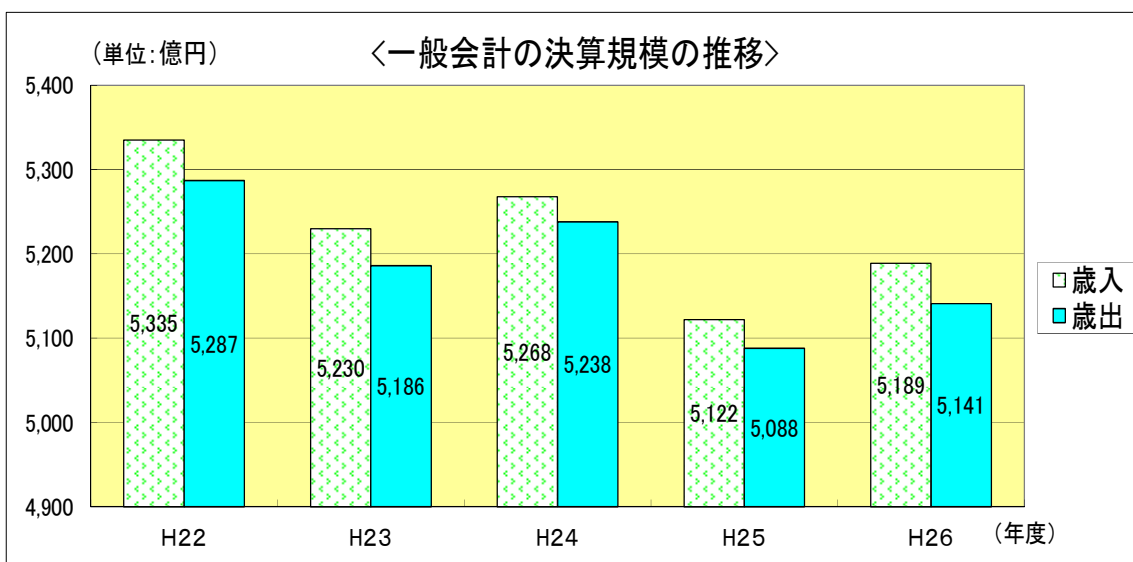
地方交付税の振り替えである臨時財政対策債を除く市債残高は、7,560億円となり、前年度に比べ120億円の減少となった。なお、臨時財政対策債を含めた市債残高は、1兆32億円となり、前年度に比べ132億円の増加となった。

1 一般会計

(1) 概要

① 決算規模は、歳入、歳出ともに2年ぶりの増

平成26年度一般会計決算は、歳入決算額5,188億98百万円、歳出決算額5,141億29百万円で、いずれも前年度より増加した。



② 実質収支は48年連続の黒字

実質収支は16億28百万円で、昭和42年度以来48年連続の黒字となった。

(単位:百万円)

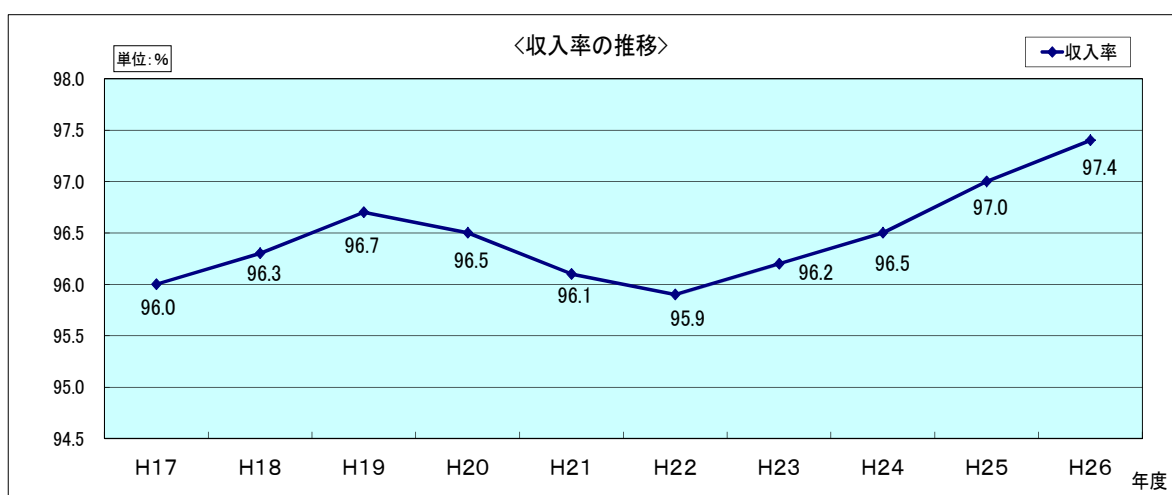
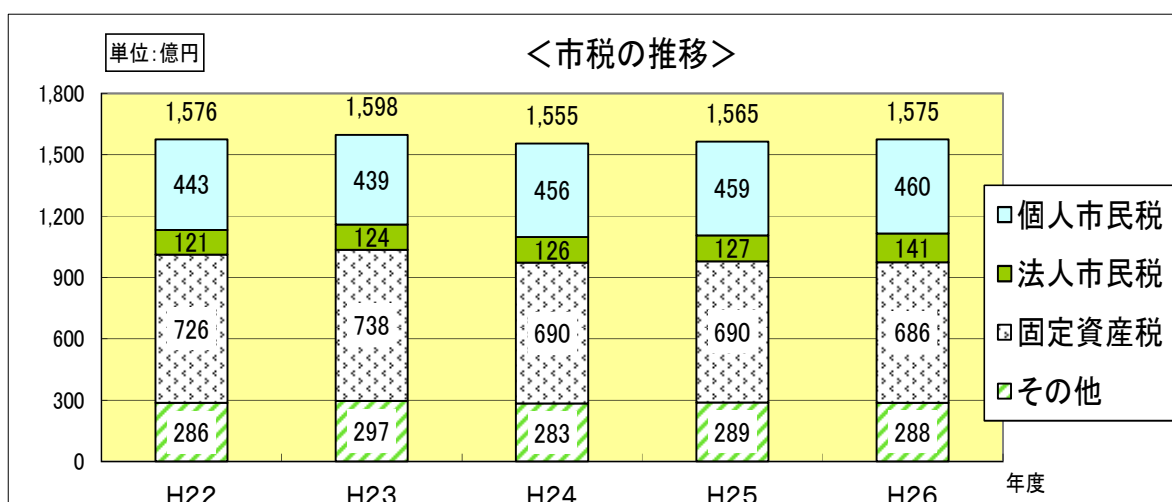
区分	26年度	25年度	増減額	増減率
歳入決算額(A)	518,898	512,228	6,670	1.3%
歳出決算額(B)	514,129	508,849	5,280	1.0%
形式収支(C=A-B)	4,769	3,379	1,390	41.1%
繰り越すべき財源(D)	3,141	1,966	1,175	59.8%
実質収支(E=C-D)	1,628	1,413	215	15.2%

(2) 歳入の主な特徴

① 市税収入 … 2年連続の増収

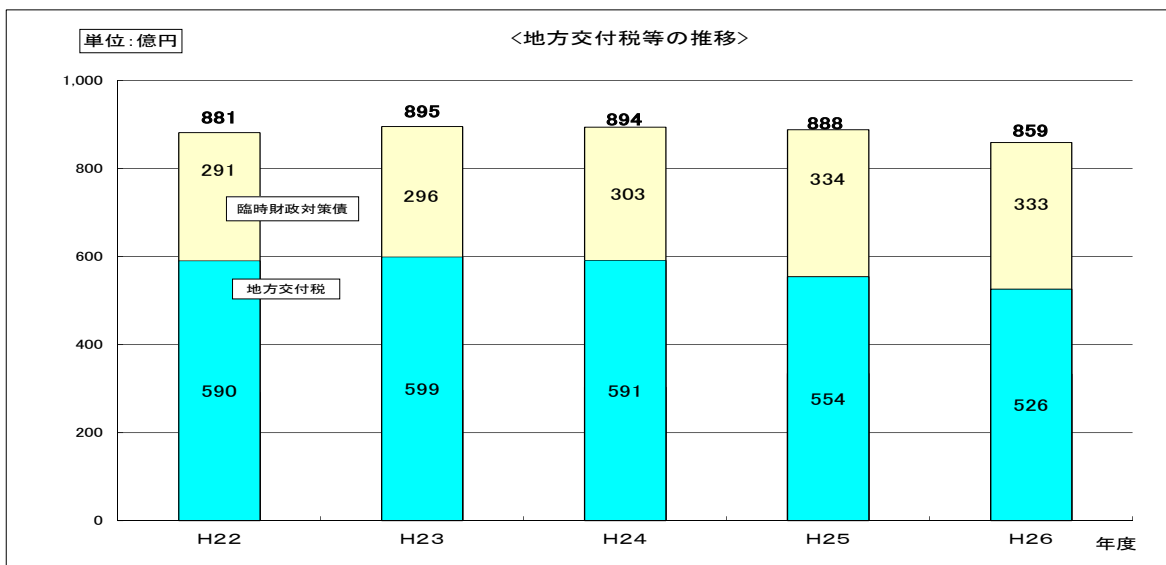
市税全体では、法人市民税の増収等により、1,575億55百万円と対前年度10億円(+0.6%)の増となった。

- ・ 個人市民税は、税制改正による均等割額の引上げなどにより、460億42百万円と対前年度1億22百万円(+0.3%)の増となった。
- ・ 法人市民税は、企業収益の改善により、140億71百万円と対前年度13億88百万円(+10.9%)の増となった。
- ・ 固定資産税は、家屋に係る分が新增築により増となったものの、土地に係る分が地価下落、償却資産に係る分が既存設備の減価によりそれぞれ減となったことなどにより、686億28百万円と対前年度3億77百万円(△0.5%)の減となった。
- ・ 市たばこ税は、売渡し本数の減により、78億45百万円と対前年度3億46百万円(△4.2%)の減となった。
- ・ 市税収入率は、97.4%と前年度に比べ0.4ポイント上昇し、4年連続で向上した。



② 地方交付税等 … 地方交付税は前年度を下回り、臨時財政対策債は若干の減

地方交付税526億33百万円と臨時財政対策債333億3百万円を合わせた総額は、859億36百万円で、対前年度28億29百万円(△3.2%)の減となった。



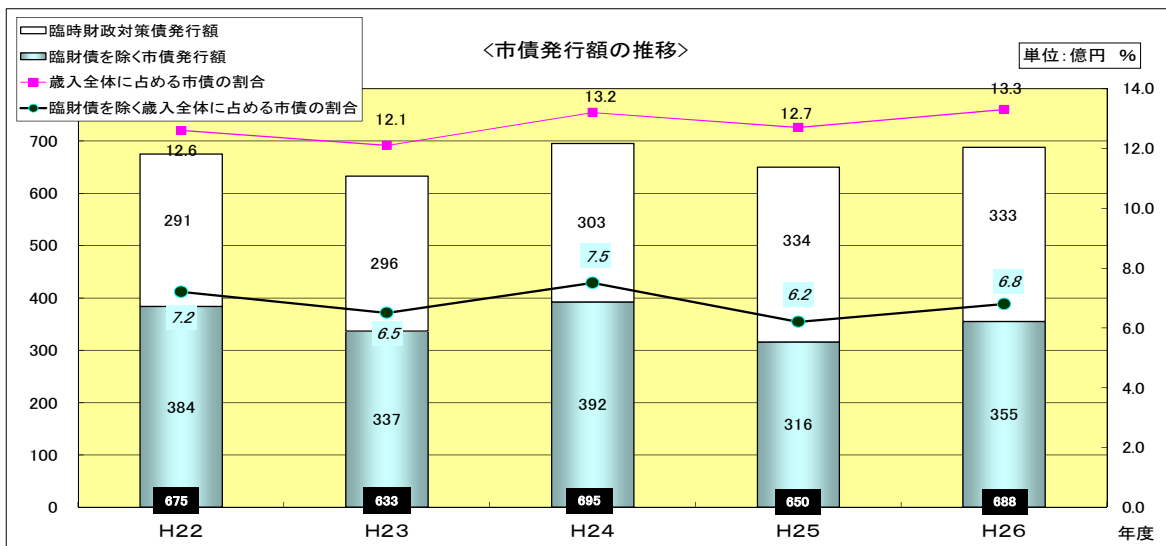
■臨時財政対策債…国の地方交付税への財源不足対策として、平成13年度に創設された地方債。その元利償還金相当額については、全額が後年度地方交付税で措置される。

③ 市債発行額

… 臨時財政対策債を除く発行額は、対前年度39億円の増

地方交付税の振り替えである臨時財政対策債を除く市債発行額は、355億30百万円で、対前年度38億31百万円(+12.1%)の増となり、歳入全体に占める市債の割合は、前年度を0.6ポイント上回り6.8%となった。

なお、臨時財政対策債を含めた市債発行額は、688億33百万円で、対前年度37億73百万円(+5.8%)の増となり、歳入全体に占める市債の割合は、前年度を0.6ポイント上回り13.3%となった。



(3) 歳出(性質別)の主な特徴

① 義務的経費 … 人件費、扶助費の増等により2年ぶりの増

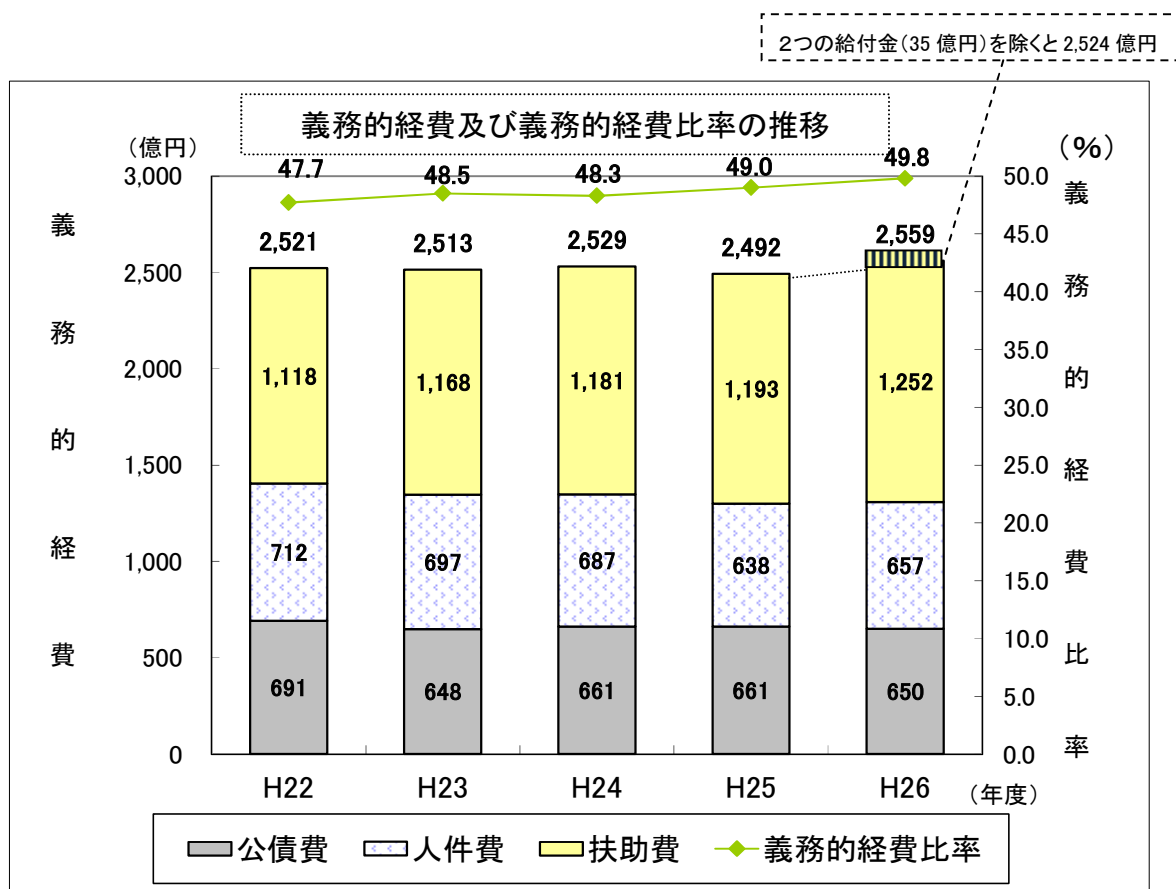
人件費、扶助費、公債費からなる義務的経費は2,558億72百万円で、前年度を66億47百万円(+2.7%)上回り、2年ぶりの増となった。義務的経費比率については、49.8%と前年度から0.8ポイント増加した。

人件費は、国家公務員の給与減額支給措置に準じた措置の終了等により、対前年度18億85百万円(+3.0%)増の657億26百万円となり、人件費比率は、12.8%となった。

また、扶助費は、臨時福祉給付金事業の実施等により、対前年度58億76百万円(+4.9%)増の1,251億65百万円となり、過去最高額となった。

一方、公債費は、借入利率の低下に伴う利払い額の減等により、対前年度11億14百万円(△1.7%)減の649億81百万円となった。

なお、国の政策に基づく臨時的な事業(臨時福祉給付金事業及び子育て世帯臨時特例給付金事業の2事業(扶助費))を除く義務的経費は、2,523億94百万円で、対前年度31億69百万円(+1.3%)の増となった。



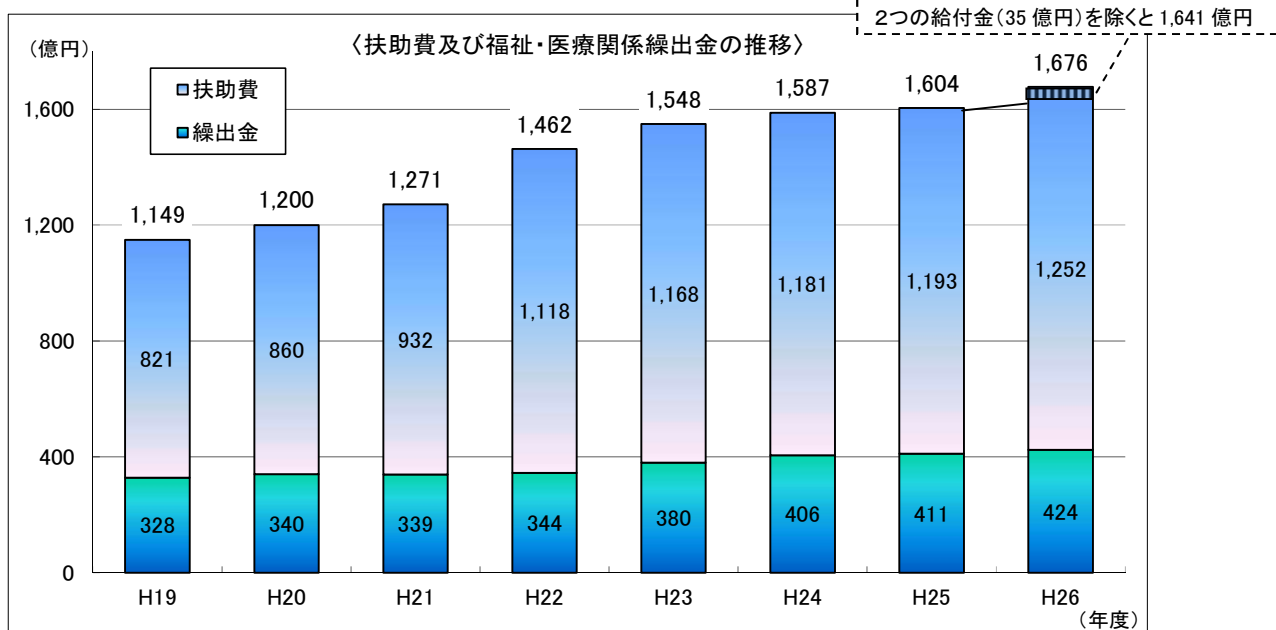
■ 扶助費・・・福祉の法令等に基づいて実施する医療費の援助や各種手当への支給、生活保護費、福祉施設の運営などに要する経費

② 扶助費及び福祉・医療関係繰出金

… 高齢化社会の進展等に伴い、8年連続の増加

高齢化社会の進展等に伴う扶助費及び福祉・医療関係繰出金は、1,675億69百万円で、対前年度72億15百万円(+4.5%)の増と8年連続の増となった。

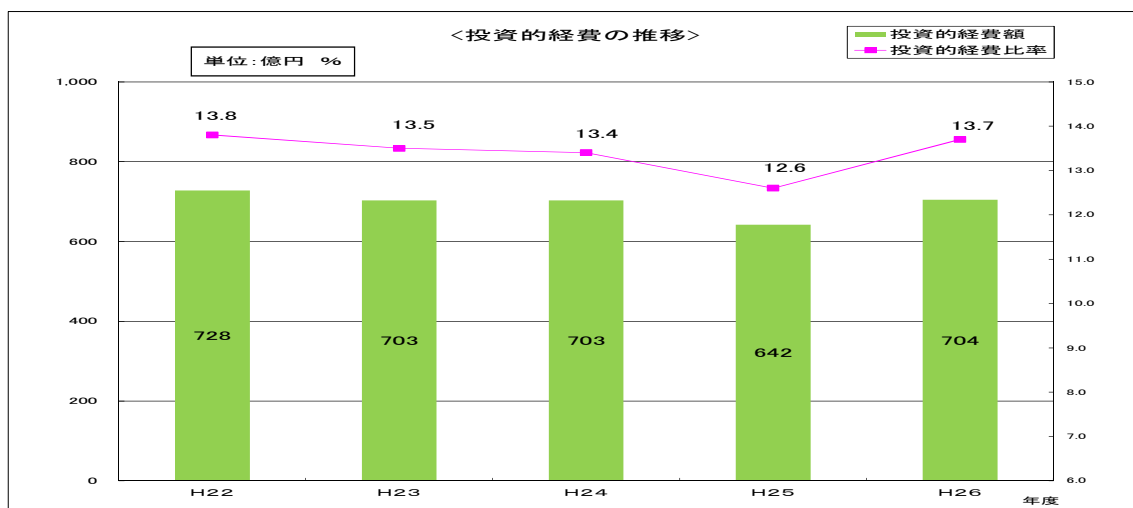
なお、国の政策に基づく臨時的な事業(臨時福祉給付金事業及び子育て世帯臨時特例給付金事業の2事業(扶助費))を除く扶助費及び福祉・医療関係繰出金は、1,640億91百万円で、対前年度37億37百万円(+2.3%)の増となった。



■ 福祉・医療関係繰出金…国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療の各特別会計への繰出金

③ 投資的経費 … 2年ぶりの増加

投資的経費は、消防通信指令システムの充実・強化や折尾地区総合整備事業の事業進捗等により、703億83百万円となり、対前年度61億69百万円(+9.6%)の増となった。投資的経費比率は13.7%と前年度から1.1ポイント増加した。

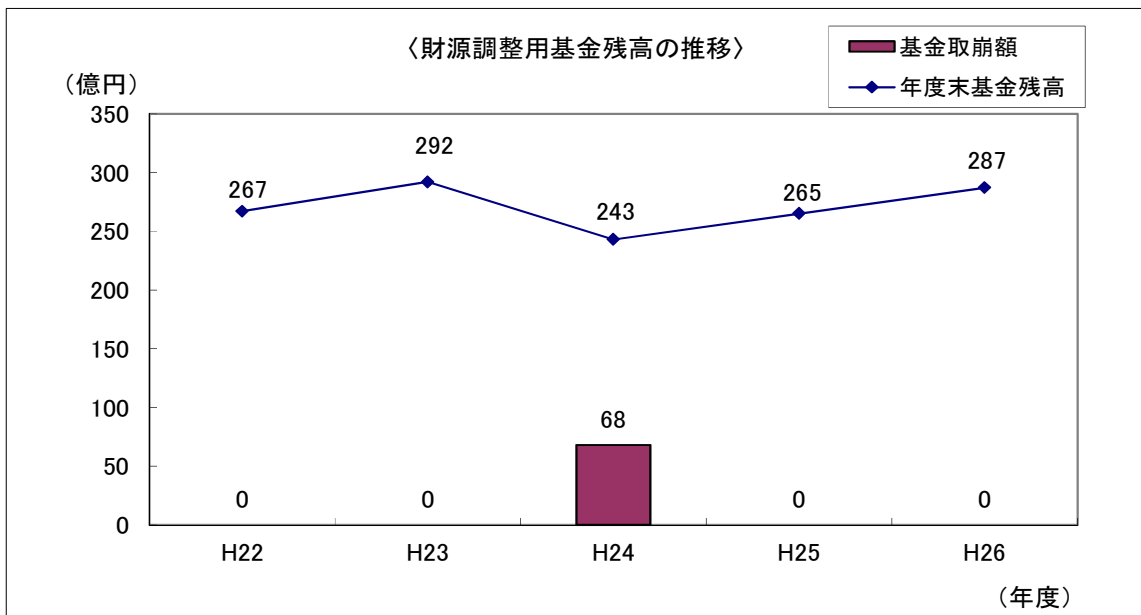


(4) 財源調整用基金残高

… 財源調整用基金の取崩がゼロとなり、2年連続で収支が均衡

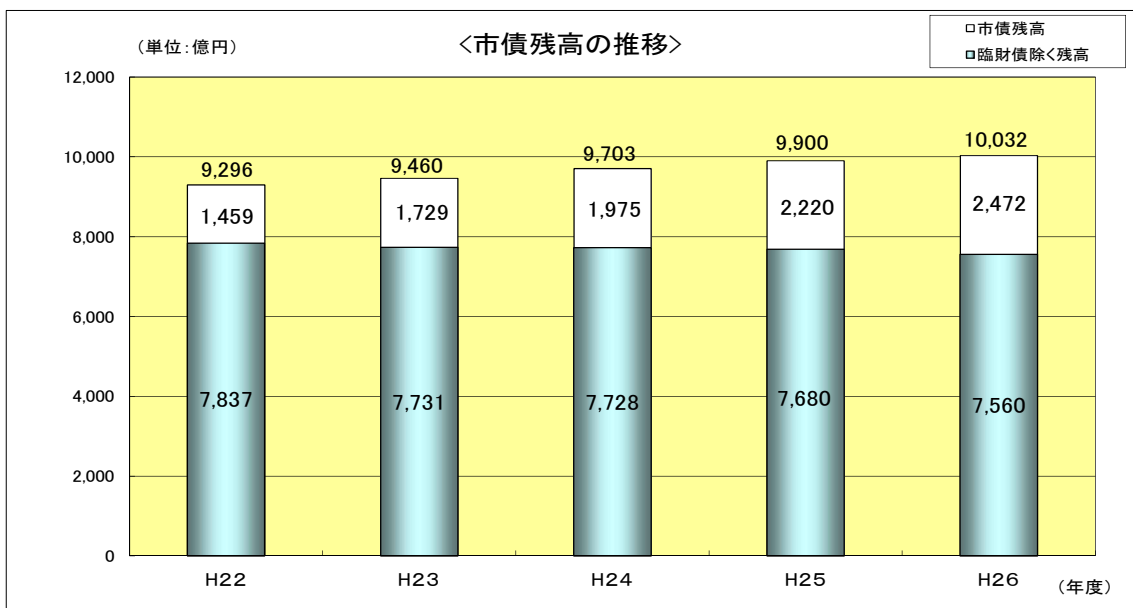
歳入面では、法人市民税等の市税収入や地方消費税交付金等の県税交付金の決算額が当初予算を18億円上回るほか、歳出面での不用などにより、2年連続で収支が均衡することとなった。

これに伴い、平成26年度末における基金残高は前年度末の265億円から22億円増加し、287億円となった。



(5) 市債残高 … 臨時財政対策債を除く市債残高は減少

臨時財政対策債を除く市債残高は、7,560億2百万円となり、対前年度119億65百万円(△1.6%)の減となった。なお、臨時財政対策債を含めた市債残高は、1兆31億73百万円となり、対前年度132億9百万円(+1.3%)の増となった。



2 特別会計

○ 実質収支は22会計中19会計が黒字

北九州市の平成26年度特別会計決算は、歳入決算額5,702億66百万円、歳出決算額5,549億40百万円で、実質収支は149億66百万円の黒字となった。

22会計のうち、公債償還特別会計、土地取得特別会計及び臨海部産業用地貸付特別会計が収支ゼロ、前記を除く19会計で実質収支は黒字となった。

3 企業会計

○ 損益収支は5会計中3会計が赤字

平成26年度企業会計決算において、損益収支は上水道事業会計、交通事業会計、病院事業会計の3会計が赤字となった。

(単位:百万円)

区 分	上水道事業	工業用水道	交通事業	病院事業	下水道事業
損益収支	△ 438	115	△ 633	△ 939	332
単年度実質収支	263	34	△ 73	757	△ 88
平成26年度末資金剰余	5,053	1,741	1,643	4,294	2,883

- (1) 上水道事業会計では、料金収入が減少したことや、会計制度の見直しにより退職給付引当金繰入額等が増加したことなどから、損益収支の額は前年度より16億62百万円減少し、4億38百万円の赤字となった。
- (2) 工業用水道事業会計では、料金収入が減少したことや、会計制度の見直しにより退職給付引当金繰入額等が増加したことなどから、損益収支の額は前年度より2億48百万円減少したものの、1億15百万円の黒字となった。
- (3) 交通事業会計では、料金収入が減少したことや、会計制度の見直しにより退職給付引当金繰入額等が増加したことなどから、損益収支の額は前年度より6億39百万円減少し、6億33百万円の赤字となった。
- (4) 病院事業会計では、料金収入等が増加したものの、会計制度の見直しにより退職給付引当金繰入額等が増加したことなどから、損益収支の額は前年度より18億27百万円減少し、9億39百万円の赤字となった。

(5) 下水道事業会計では、料金収入は減少したものの、会計制度の見直しにより長期前受金戻入が増加したことなどから、損益収支の額は前年度より5億11百万円増加し、3億32百万円の黒字となった。

4 平成26年度における収支改善の取組み

「北九州市行財政改革大綱」等に基づく収支改善効果額は、当初目標と同程度の45億円を確保した。

効果額は一般財源ベース(単位:億円)

区 分		効果額	備 考
歳 入	外郭団体からの出資金の返還等	10	・公益財団法人北九州産業学術推進機構 (FAIS)からの出資金の返還 など
	特別会計の剰余金の活用	3	・廃棄物発電特別会計等の剰余金の活用
小 計		13	
歳 出	職員数の削減等の人件費の見直し	15	・人件費の削減 ・退職手当水準の引下げ ・持ち家に係る住居手当の廃止 など
	事務事業の見直し	17	・事務事業の見直し(裁量的経費の削減等) など
小 計		32	
平成26年度における収支改善額		45	

5 健全化判断比率等

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で定められた健全化判断比率等は、フローとストックの両面から財政の健全性を総合的に判断するものである。

(1) 実質赤字比率 … — % 【H25: — %】

(実質黒字のため、比率なし)

一般会計等の実質的な赤字額の標準財政規模(自治体が標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模)に対する割合によって、財政運営の健全性を表す指標。

平成26年度決算において実質黒字であったため、実質赤字比率はない。

■本市に適用される基準	早期健全化基準	11.25%
	財政再生基準	20.00%

一般会計等: 一般会計、土地区画整理、土地区画整理清算、公債償還、住宅新築資金等貸付、土地取得、母子父子寡婦福祉資金、臨海部産業用地貸付の各特別会計

(2) 連結実質赤字比率 … — % 【H25: — %】

(実質黒字のため、比率なし)

企業会計等を含む市全体での実質的な赤字額の標準財政規模に対する割合によって、財政運営の健全性を表す指標。

平成26年度決算において実質黒字であったため、連結実質赤字比率はない。

■本市に適用される基準	早期健全化基準	16.25%
	財政再生基準	30.00%

(3) 実質公債費比率 … 11.8% 【H25: 10.5%】

地方債償還額及び地方債の償還に準じる歳出額の標準財政規模に対する割合によって、財政運営の健全性を表す指標。3ヶ年平均で算出する。(25年度: H23~H25、26年度: H24~H26)

前年度から1.3ポイント増加したが、これは、積立対象となる満期一括償還方式による市債借入額の増加等によるものである。(H23とH26の単年度比較)

■本市に適用される基準	地方債許可制移行基準	18.0%
	早期健全化基準	25.0%
	財政再生基準	35.0%

(4) 将来負担比率 …… 174.3% 【H25:169.3%】

一般会計等の地方債残高をはじめとした、将来負担することが見込まれる各種経費の総額の標準財政規模に対する割合によって、市の将来に向けた財政運営の健全性を表す指標。

前年度から5.0ポイント増加したが、これは、スタジアム整備事業に係る債務負担行為に基づく支出予定額が増加したことなどによるものである。

■本市に適用される基準 早期健全化基準 400.0%

(5) 資金不足比率 …… — % 【H25: — %】

(資金不足を生じた会計がないため、比率なし)

公営企業会計ごとの資金不足額が、営業収益等の事業規模に対してどの程度の割合があるかによって、公営企業会計の経営の健全性を表す指標。

平成26年度決算においては、前年度と同様、公営企業会計全てにおいて資金不足を生じていないため、資金不足比率はない。

■本市に適用される基準 経営健全化基準 20.0%

健全化判断比率等が基準以上となると…

■早期健全化基準以上である場合 → 【自主的な改善努力による財政健全化】

- ・財政健全化計画(公営企業会計においては、経営健全化計画)の策定の義務付け
- ・実施状況を毎年度議会及び総務大臣に報告
- ・財政運営に関して、総務大臣による勧告

■財政再生基準以上である場合 → 【国の関与による確実な再生】

- ・財政再生計画の策定及び計画に基づく予算編成の義務付け
- ・財政再生計画の内容を総務大臣に協議し、
 - 同意がない場合＝災害復旧等、一定の場合を除く地方債の起債を制限
 - 同意がある場合＝収支不足額を振り替える地方債(再生振替特例債)が起債可能
- ・財政運営に関して、総務大臣による勧告(予算の変更等を含む)